

改 正 案		現 行
様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 貸 借 対 照 表		
資 産 の 部		
(略)		(略)
Ⅱ 固 定 資 産		Ⅱ 固 定 資 産
(1) 有形固定資産		(1) 有形固定資産
(略)		(略)
<u>土 地</u>	××××	<u>土 地</u>
<u>リース資産</u>	××××	(新設)
<u>減価償却累計額</u>	△××××	××××
(略)		(略)
その他	××××	その他
(略)		(略)
<u>有形固定資産合計</u>	××××	<u>有形固定資産計</u>
(2) 無形固定資産		(2) 無形固定資産
(略)		(略)
<u>のれん</u>	××××	<u>のれん</u>
<u>リース資産</u>	××××	(新設)
その他	××××	その他
<u>無形固定資産合計</u>	××××	<u>無形固定資産計</u>
(3) 投資その他の資産		(3) 投資その他の資産
(略)		(略)
<u>破産更生債権等</u>	××××	<u>破産債権、更生債権等</u>
(略)		(略)
その他	××××	その他
		××××

(略)		(略)	×××
(略)		<u>投資その他の資産合計</u>	×××
負債の部			
I	流動負債		
(略)			
	<u>短期借入金</u>	×××	
	<u>リース債務</u>	×××	
(略)			
II	固定負債		
(略)			
	<u>長期借入金</u>	×××	
	<u>リース債務</u>	×××	
(略)			
記載要領			
1～4	(略)		
5	<u>流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。</u>		
6	(略)		
7	<u>流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。</u>		
8～14	(略)		
15	<u>「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く</u>		

(略)		(略)	×××
(略)		<u>投資その他の資産計</u>	×××
負債の部			
I	流動負債		
(略)			
	<u>短期借入金</u>	×××	
(新設)			
(略)			
II	固定負債		
(略)			
	<u>長期借入金</u>	×××	
(新設)			
(略)			
記載要領			
1～4	(略)		
5	<u>「流動資産」、 「有形固定資産」、 「無形固定資産」、 「投資その他の資産」、 「流動負債」、 「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。</u>		
6	(略)		
7	<u>「流動資産」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「投資その他の資産」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「投資その他の資産」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。</u>		
8～14	(略)		
(新設)			

。)に含めて記載することができる。

16～21 (略)

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

損 益 計 算 書

(略)

IV 営 業 外 収 益

受取利息及び配当金

×××

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7～9 (略)

10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12・13 (略)

(略)

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

注 記 表

(略)

15～20 (略)

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

損 益 計 算 書

(略)

IV 営 業 外 収 益

受取利息配当金

×××

(略)

記載要領

1～4 (略)

5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7～9 (略)

10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12・13 (略)

(略)

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

注 記 表

(略)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 (略)
- 3 貸借対照表関係
 - (1)～(5) (略)
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) (略)
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) (略)
 - (6) (略)
- 5～7 (略)
- 8 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 9 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 10～14 (略)

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

株 式 会 社			持分会社
会計監査人設置会社		会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡 制限会社

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 (略)
- 3 貸借対照表関係
 - (1)～(5) (略)
- (新設)
- 4 損益計算書関係
 - (1) (略)
 - (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
- (新設)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
- 5～7 (略)
- (新設)
- (新設)
- 8～12 (略)

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

株 式 会 社			持分会社
会計監査人設置会社		会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡 制限会社

1 継続企業の前提に重要な疑義を <u>生じさせるような事象又は状況</u>	○	×	×	×
2～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 <u>金融商品関係</u>	○	○	×	×
9 <u>賃貸等不動産関係</u>	○	○	×	×
10 <u>関連当事者との取引</u>	○	○	×	×
11 <u>一株当たり情報</u>	○	○	×	×
12 <u>重要な後発事象</u>	○	○	×	×
13 <u>連結配当規制適用の有無</u>	○	×	×	×
14 <u>その他</u>	○	○	○	○

2～5 (略)

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善

1 継続企業の前提に重要な疑義を <u>抱かせる事象又は状況</u>	○	×	×	×
2～7 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
(新設)				
8 <u>関連当事者との取引</u>	○	○	×	×
9 <u>一株当たり情報</u>	○	○	×	×
10 <u>重要な後発事象</u>	○	○	×	×
11 <u>連結配当規制適用の有無</u>	○	×	×	×
12 <u>その他</u>	○	○	○	○

2～5 (略)

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在す

するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注 2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(5) (略)

注 3

(1)～(5) (略)

- (6) 同一の工事契約に関する未完成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未完成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、
未完成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは
、その旨及び相殺表示した未完成工事支出金の金額を記載する

。

注 4～注 7 (略)

注 8 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注 9 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

る場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。

注 2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(新設)

(5) (略)

注 3

(1)～(5) (略)

(新設)

注 4～注 7 (略)

(新設)

(新設)

注10 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

(削る)

①～③ (略)

注13 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注14 注1から注13に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

(略)

資産の部

(略)

Ⅱ 固定資産

(略)

破産更生債権等

(略)

××

記載要領

1～4 (略)

5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6～9 (略)

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

① 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

①～③ (略)

注11 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

(略)

資産の部

(略)

Ⅱ 固定資産

(略)

破産債権、更生債権等

(略)

××

記載要領

1～4 (略)

5 「流動資産」、 「有形固定資産」、 「無形固定資産」、 「投資その他の資産」、 「流動負債」、 「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6～9 (略)

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）		損 益 計 算 書
(略)		
IV 営業外収益		
<u>受取利息及び配当金</u>		××
(略)		
注	工事進行基準による <u>完成工事高</u>	
記載要領		
1～5 (略)		
6	「雑費」に属する費用で、 <u>販売費及び一般管理費</u> の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。	
7	(略)	
8	注は、工事進行基準による <u>完成工事高</u> が「 <u>完成工事高</u> 」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。	

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）		損 益 計 算 書
(略)		
IV 営業外収益		
<u>受取利息配当金</u>		××
(略)		
注	工事進行基準による「 <u>完成工事高</u> 」	
記載要領		
1～5 (略)		
6	「雑費」に属する費用で、「 <u>販売費及び一般管理費</u> 」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。	
7	(略)	
8	注は、工事進行基準による <u>完成工事高</u> が <u>完成工事高</u> の総額の10分の1を超える場合に記載すること。	